

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、源泉徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	源泉徴収に関する事務	
②事務の概要	市が委嘱した委員や講師等に対する報酬や謝礼金等の支払いに関し、源泉徴収を行い、税務署に納付する。また、法定調書、給与支払報告書等に支払い相手の個人番号を記載して、税務署や市町村へ提出をする。	
③システムの名称	個人番号管理システム・人事給与システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
マイナンバーファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第3項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部人事課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	総務部人事課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3020	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報は本人からの提供により取得しており、関係書類による本人確認(身元確認+番号確認)を徹底している。 また、その取扱いに際し人手が介在する局面では、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	安来市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を実施している。 担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、アクセス権限のある者を年度ごとに更新し、適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月15日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	2021/3/31	2023/3/31	事後	
令和5年8月15日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/3/31	2023/3/31	事後	
令和6年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	2023/3/31	2024/3/31	事後	
令和6年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2023/3/31	2024/3/31	事後	
令和7年7月16日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	
令和7年7月16日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新設項目)	十分である	事前	
令和7年7月16日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新設項目)	特定個人情報本人からの提供により取得しており、関係書類による本人確認(身元確認+番号確認)を徹底している。 また、その取扱いに際し人手が介在する局面では、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	
令和7年7月16日	Ⅳ 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策	(新設項目)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年7月16日	Ⅳ 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	(新設項目)	十分である	事前	
令和7年7月16日	Ⅳ 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新設項目)	安来市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を実施している。 担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、アクセス権限のある者を年度ごとに更新し、適切な管理を行っている。	事前	
令和8年8月3日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	2025/3/31	2026/3/31	事後	
令和8年8月3日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2025/3/31	2026/3/31	事後	